○農林水産省告示第七百三号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第四条第二項の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号）第三条第一号の規定に基づき、平成二十二年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第三条第一号の農林水産大臣が定める平成二十一年度における対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十三年度に交付する農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十二条第一項の農林水産大臣が定める平成二十二年度における対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所並びに内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市十和田大湯字大清水八一の一、八五の二五、八五の二七から八五の三二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大清水八五の二五・八五の三一・八五の三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

一　保安林の所在場所　宮城県登米市登米町大字日根牛字北沢山五〇の一五、五〇の一六、五〇の一八、五〇の三五、二一八の九七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年五月六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　福島　瑞穂

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字和合八四四の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年五月六日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5002	新東京インターナショナル株式会社	東京都目黒区中央町一丁目八番十八号	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
5003	長見ヒューム管株式会社	大阪府貝塚市二色中町九番一	平成二十二年四月五日から平成二十三年四月四日まで
5004	株式会社サンセイ	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘十七番四	平成二十二年三月十九日から平成二十三年三月十八日まで
5005	東海工業株式会社	大阪府大阪市旭区新森七丁目四番三十三号	平成二十二年四月十三日から平成二十三年四月十二日まで
5006	桑田硝子株式会社	兵庫県神戸市中央区多聞通四丁目一番二号	平成二十二年四月九日から平成二十三年四月八日まで

○国土交通省告示第四百八十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

表広島進入管制区の項中「岩国タカン（N34°08′ E132°14′）」を「N34°08′27″E132°13′57″の地点」に改める。

表広島進入管制区、築城進入管制区及び大分進入管制区の項中「岩国タカン」を「N34°08′27″E132°13′57″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年五月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

第一表岩国タカンの項中「N34°08′ E132°14′」を「N34°10′ E132°15′」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年五月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第四百九十一号

紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年五月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　紋別空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　紋別空港内及びその周辺　北海道紋別市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第六百六十号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。